

事業群評価調書(令和2年度実施)

基本戦略名	9 快適で安全・安心な暮らしをつくる	事業群主管所属	事業群①: 警察本部生活安全企画課
施策名	(2) 犯罪や交通事故のない安全・安心なまちづくりの推進		事業群④: 警察本部組織犯罪対策課
事業群名	① 安全で安心して暮らせる犯罪の起きにくい社会づくりの推進	課(室)長名	事業群⑤: 警察本部外事課
	④ 組織犯罪対策の推進		事業群①: 平田 泰範、④: 池田 聡、⑤: 吉村 博哉
	⑤ 国際テロ対策等の推進		事業群関係課(室)
			少年課、サイバー犯罪対策課、交通・地域安全課、道路維持課、業務行政室

1. 計画等概要

<p>(長崎県総合計画チャレンジ2020 本文)</p> <p>① 県民や観光客が安心を実感できる地域社会を実現するため、県民、事業者、行政等が協働して、自主防犯意識の高揚と自主防犯活動の活性化を図るとともに、防犯カメラの設置拡充などにより犯罪の被害に遭いにくい環境を整備し、犯罪の起きにくい社会づくりを推進します。</p> <p>④ 安全で平穏な県民生活を確保するため、暴力団等による犯罪、薬物・銃器に関する犯罪及び来日外国人組織による犯罪の実態解明に努め、犯罪の未然防止及び発生事件の徹底検挙に取り組みます。</p> <p>⑤ テロのない平穏な県民生活を確保するため、県民、関係機関・団体等と緊密に連携しながら、テロを未然に防止するための対策、訓練等を官民一体となって取り組みます。</p>	<p>(取組項目)</p> <p>i) 犯罪の起きにくい社会づくりの推進(事業群①)</p> <p>ii) 犯罪被害者等への支援(事業群①)</p> <p>iii) 暴力団総合対策(事業群④)</p> <p>iv) 来日外国人犯罪対策(事業群④)</p> <p>v) 薬物銃器犯罪対策(事業群④)</p> <p>vi) 国際テロ対策等の推進(事業群⑤)</p>
---	--

事業群	指標		基準年	H28	H29	H30	R元	R2	最終目標(年度)	(進捗状況の分析)
	安全・安心講話の受講者数	目標値①	15万人	15万人	15万人	15万人	15万人	15万人	15万人	
	実績値②	147,817(H26)	187,130	167,369	156,418	142,917			進捗状況	
	達成率②/①		124%	111%	104%	95%			遅れ	
暴力相談を契機とした事案解決(事件検挙、行政命令)件数	目標値①	20件	20件	20件	20件	20件	20件	20件	20件(毎年)	⑤ 平成30年度までは、「テロの未然防止に向けた各種訓練・協議会の実施回数」を指標としてきたところ、実績値が目標値を大幅に上回る結果となっていたことから、令和元年度から新たな指標として「テロの未然防止に向けた各種訓練の実施率」を設定し、訓練対象として計上した事業所に対して各種訓練を実施したが、全ての対象事業所に対して訓練を実施することができなかったため、目標値である100%の実施率には至らなかった。
	実績値②	20.4件(H22-26平均)	16件	19件	21件	23件			進捗状況	
	達成率②/①		80%	95%	105%	115%			順調	
テロの未然防止に向けた各種訓練・協議会の実施回数 ※H30まで	目標値①	170回	175回	180回					—	
	実績値②	163回(H26)	540回	937回	942回				進捗状況	
	達成率②/①		317%	535%	523%				—	
テロの未然防止に向けた各種訓練の実施率 ※R元から	目標値①	—	—	—	100%	100%			100%(R2)	
	実績値②	82.9%(H29)		82.9%	91.4%	99.6%			進捗状況	
	達成率②/①					99.6%			やや遅れ	



5	取組項目 i	道路照明灯(防犯灯)整備事業	H20-R3	5,000	5,000	0	県管理道路利用者	夜間に発生する犯罪を未然に防ぐため、県が管理する国道・県道において関係市町と連携し、防犯灯の設置を行った。	活動指標	防犯灯設置基数(基)	数値目標なし	43	—	●事業の成果 ・防犯灯の設置区間においては犯罪が発生していないことから、安全で安心して暮らせる犯罪の起きにくい社会づくりに寄与している。
				3,565	3,565	0					数値目標なし	20	—	
	道路維持課	2,450	2,450	0	根拠法令	道路法	成果指標	防犯灯設置区間における夜間路上犯罪発生件数(件)	0	0	100%			
		0	0	100%										
6	取組項目 ii	犯罪被害者等支援事業	H28-	6,248	4,592	8,769	県民(犯罪被害者等)	各種広報媒体(新聞・広報誌・ホームページ)等を活用した広報やイベントにおいて、県警等の関係機関・団体との協働による広報に加え、中学校新1年生を対象に携帯カードを配布して10代へのサポートながさきの周知を行った。 なお、令和元年7月に「長崎県犯罪被害者等支援条例」を制定し、犯罪被害者等に対する支援充実が図られた。	活動指標	相談窓口周知カードの作成・配布(枚)	20,000	20,000	100%	●事業の成果 ・「サポートながさき」における令和元年度の相談対応件数は、被害者の実数や頻繁に相談をしてきた複数の被害者の相談対応が落ち着いたことなどが要因で減少に転じたものの、相談状況として幅広い世代からの新規の相談が見られた等、周知における一定の効果が認められた。
				6,846	5,186	11,136					20,000	20,000	100%	
	交通・地域安全課	9,146	6,656	7,975	根拠法令	長崎県犯罪被害者等支援条例	成果指標	「サポートながさき」で受理した相談対応件数(件)	450	488	108%			
		450	347	77%										
7	取組項目 iii	暴力団総合対策の推進事業	—	31,008	20,567	349,425	暴力団関係者、被害者、県内所在の企業、行政機関、全県民、警察官	県下警察署における相談窓口のほか、暴力団対策テレホン等による相談窓口を24時間開設し、暴力相談の受理体制を充実させるとともに、長崎県暴力追放運動推進センターと連携し、暴力団員等による不当要求防止等を目的とした不当要求防止責任者講習や、企業・行政機関に対する研修会を開催し、2,307人が受講した。暴力相談を端緒とし、継続的に掘り下げた捜査や被害者に寄り添った対策を実施し、積極的な事件化に努めるとともに、捜査手法の高度化を図る等して、暴力団犯罪の検挙、取締りを強化した。	活動指標	不当要求防止研修会等受講者数(人)	2,000	2,753	137%	●事業の成果 ・暴力相談を契機とした事案解決件数は、前年より2件増加して目標数を達成した。 ・暴力団事案に関する相談件数が前年より減少している中、被害者等からの相談を端緒として、多角的な情報収集や継続的な掘り下げ捜査を行うとともに、被害者に寄り添った対策を実施して積極的な事件化に努め、検挙又は行政命令に結びつけた。
				31,012	21,366	343,613					2,000	2,307	115%	
	組織犯罪対策課	31,266	21,204	352,495	根拠法令	警察法	成果指標	暴力相談を契機とした事案解決(事件検挙、行政命令)件数(件)	20	21	105%			
		20	23	115%										
8	取組項目 iv	来日外国人犯罪対策の推進事業	—	9,108	5,014	136,732	全県民、来日外国人等、警察官	外国人犯罪に対する取締りを行ったほか、捜査能力の向上を目的とした語学研修会等を開催するとともに、来日外国人に係る犯罪被害の防止等を目的とした大学等各種教育機関、外国人雇用企業等に対する各種講習会を開催した。	活動指標	各種会議・研修会の開催数(回)	200	213	106%	●事業の成果 ・外国人コミュニティの実態調査を行いながら積極的に各種会議・会合、研修会等へ赴き、講習を実施した結果、活動指標の開催回数については、目標を達成した。 ●事業群の目標(指標達成)への寄与 ・外国人との共生社会に向けた意見聴取や啓発活動を重点に置き、外国人雇用企業等に対する各種講習会を強力に推進した結果、目標を上回る回数の会議・研修会を開催し、安全で安心な県民生活の確保に寄与した。
				7,164	4,188	136,014					220	234	106%	
	組織犯罪対策課	9,811	5,568	136,373	根拠法令	警察法	成果指標	来日外国人犯罪検挙数(件・人)	数値目標なし	50件43人	—			
		数値目標なし	25件22人	—										
										数値目標なし				

9	取組項目V	薬物・銃器対策推進事業	—	10,420	6,616	275,862	全県民、警察官	潜在化する薬物・銃器犯罪に対する効果的な取締りを行うとともに、対応能力向上のための訓練・研修を実施したほか、違法薬物の乱用防止、銃器根絶と取締りに対する理解と協力を求めるため、関係機関と連携したキャンペーンを年2回実施し、パンフレット等の広報資料を配付するなどして、広報啓発活動を推進した。	活動指標	キャンペーンの回数(回)	2	2	100%	●事業の成果 ・効果的な薬物・銃器事犯取締りの実施に加え、違法薬物・銃器の違法性、有害性等に対する県民の認識を高めるため、継続した広報啓発活動を実施したところ、県民からの情報提供等の捜査協力を得ることができ、薬物事犯の検挙や銃器の押収につながった。
				10,071	6,437	274,413					2	2	100%	
		組織犯罪対策課	9,357	5,693	243,238	根拠法令	警察法	成果指標			薬物事犯検挙人員(人)	数値目標なし	40	
10	薬物乱用対策費	S48-	—	9,523	9,523	8,769	県民	薬物乱用による危害を広く県民に周知するため、学校における薬物乱用防止教室を始め、各種広報啓発活動を行った。	活動指標	薬物乱用防止教室等の開催回数(回)	200	315	157%	●事業の成果 ・大麻事犯に係る未成年者の検挙者が3人確認されたが、学校における薬物乱用防止教室を始め、各種啓発活動を行うことにより、薬物乱用による健康被害や事件・事故、社会への悪影響等知識の普及に一定の効果をもたしている。
				9,432	9,432	8,749					200	263	131%	
				薬務行政室	10,086	10,086	8,772	根拠法令			—	成果指標	未成年者の薬物検挙者数(人)	

### 3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i	<p><b>犯罪の起きにくい社会づくりの推進</b></p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題 各種防犯講習会、防犯教室等を積極的に開催し、タイムリーな情報発信及び報道提供により自主防犯意識の高揚を図るとともに、街頭防犯カメラの設置拡充、コールセンター事業による特殊詐欺被害防止広報、その他県市町連携のもと計画的な道路照明灯(防犯灯)整備などを実施した結果、令和元年中の刑法犯認知件数が前年と比較して228件減少(-6.2%)するなど、犯罪の起きにくい社会づくりに大きく貢献した。一方で住宅対象侵入盗、乗り物盗、車上ねらいなどの発生において無施錠による被害が目立つなど課題が認められた。また、これまで地域の安全・安心まちづくりに多大な貢献をしてきた防犯ボランティア団体の中には、構成員の高齢化等により活動が低調となっているところがあり治安維持の懸念材料となっている。 サイバー犯罪被害抑止に向けては、サイバーセキュリティボランティア事業やサイバー犯罪対策課の公式ラインアカウントを使用した広報啓発活動などを実施した。なお、本年度は、新型コロナウイルスの流行により、対面型の活動は大きく制約されている。 児童・生徒に対する非行防止教室や再犯罪のおそれのある少年に対する立ち直り支援活動等「非行少年を生まない社会づくり」のための施策に取り組んだ結果、非行少年の人数は、年々減少傾向にあるなど一定の効果が認められる。一方で、非行の低年齢化と再犯少年の割合の高止まりの状況が続いており、幼少期からの規範意識の醸成や立ち直り支援活動の充実が課題である。また、全国的に児童が犠牲となる悲惨な虐待事案が相次いでおり、児童虐待被害は潜在化しやすいという特徴があることから、そのような児童の保護が、少年の健全育成及び、安全・安心なまちづくりの観点において新たな課題となっている。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性 県民が安心感を実感できる地域社会の実現のため、タイムリーかつ訴求力のある情報について、あらゆる機会・手段を通じた情報発信を推進していく。 なお、広報・情報発信活動については、対面型の活動だけでなく、非対面型の手法を積極的に導入し、情勢に応じて臨機応変に対応できるよう活動を見直す必要がある。 ボランティアの活性化に関しては、地域に根付いて事業活動を展開している事業所に社会貢献活動の一環として防犯活動を実施することを奨励し、既存の防犯ボランティアと協働した取組を行うことにより、安全・安心まちづくりに対する意識の相乗効果を生み出す。 その他、環境整備による犯罪の発生の防止に向け、防犯灯整備事業を実施する必要がある。 なお、当事業は令和3年度に全計画箇所の実施を完了する予定である  少年の規範意識の醸成を図るため、関係機関・団体等と連携の上、より少年の心に訴えかけようような創意工夫した非行防止教室や立ち直り支援活動等を行う必要がある。 また、児童の安全確保を最優先とした児童虐待への対応を強化するため、児童相談所等関係機関と連携した担当職員の資質向上のための研修等の取組を充実する必要がある。</p>
ii	<p><b>犯罪被害者への支援</b></p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題 犯罪被害者等への支援については、経済的支援と心理的支援が重要であるが、市町の体制が整備されていなかったり県民の理解が進んでいない現状があるので、行政機関の体制整備と県民への被害者支援に対する意識・啓発が必要である。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性 全市町が犯罪被害者等支援条例を制定し、自治体における被害者支援体制を整備するとともに、国と協働した被害者支援の啓発活動を行うことにより、県民に被害者支援の必要性和意識の醸成を図る。</p>

<p>iii 暴力団総合対策</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>暴力団は社会情勢の変化に応じて、その資金獲得活動を多様化・巧妙化させるとともに、組織実態を不透明化させていることから、人的、物的基盤と資金源に打撃を与える対策をさらに推進する必要がある。また、不当要求防止責任者講習をはじめとする講習会等を実施し、暴力団員等が絡む事件に関する情報提供や相談等と呼び掛け、事件の潜在化の防止を図っているものの、暴力団関連の事案については報復や後難を恐れ、依然として潜在化する傾向にある。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <p>講習会をはじめ、あらゆる機会を通じて相談窓口の一層の周知を推進するとともに、市町、関係機関等と連携した被害者への支援や保護対策を図るなどして、より相談しやすい環境の構築を目指す。また、各種講習会や広報活動を通じて、社会全体における暴力団排除意識の気運を高め、暴力団犯罪に係る情報を多角的に収集・分析し、暴力団員等の検挙及び組織の弱体化を図る。</p>
<p>iv 来日外国人犯罪対策</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>外国人材の受入れ・共生のためには、来日外国人犯罪の徹底した取り締まりに加え、生活者としての外国人に対する支援が必要であることから、外国人が犯罪被害者となることの防止も重要な課題と捉え、語学研修等により外国人犯罪に対する対処能力の向上に加え、外国人を雇用する企業や留学生を受け入れる大学などを対象に講習会を行うなどして管理者対策を推進している。しかしながら、今後、特定技能外国人受入れ等による来日外国人等の増加が予想され、それに伴い、より一層の交通安全対策、事件・事故、各種トラブル、人権問題等への対応が必要とされることから、各種会議及び研修会の開催に加え、来日外国人を対象とした各種相談等の受理体制の強化を推進する必要がある。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <p>外国人を雇用する企業や留学生を受け入れる大学などを対象にした講習会等を拡大させるとともに、関係機関との連携強化や部内研修による対処能力の向上により、来日外国人を対象とした各種相談等の受理体制を強化する。</p>
<p>v 薬物銃器犯罪対策</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>違法薬物の乱用防止、銃器根絶に向けた広報活動を実施したことにより、薬物による健康被害、社会への悪影響等の正しい知識を普及し、薬物・銃器事犯の検挙につながる情報提供がなされるなど一定の有効性が認められた。しかしながら、近年、全国的に若年層を中心として大麻乱用者が増加傾向にあり、県内でも同様の傾向が認められるため、さらなる取締りと広報啓発活動を行うとともに、各種事案に対する警察官の対応能力向上のための訓練、研修が必要である。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <p>潜在化する薬物銃器事犯、特に増加傾向にある大麻事犯に対応するために、取締りの強化と対応能力の向上に向けた各種研修等の実施及び違法薬物の乱用防止と銃器根絶に向けた広報啓発活動等を実施する。</p>
<p>vi 国際テロ対策等の推進</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>令和元年度から「テロの未然防止に向けた各種訓練の実施率」を新たな指標として設定し、各種訓練を実施した結果、目標値をほぼ満たす結果となった。今後も東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据えたテロ対策が喫緊の課題であることから、各種訓練を通じて、県民のテロに対する危機意識及び事態対処能力の向上を図る必要がある。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <p>関係機関、団体・企業を中心に平成30年7月に発足した「テロ対策パートナーシップ長崎」を軸として、官民一体となったテロ対策をより一層強化するとともに、県民のテロに対する危機意識及び事態対処能力の向上を図るため、より効果的な訓練等を推進していく。</p>

#### 4. 令和2年度見直し内容及び令和3年度実施に向けた方向性

事業番号	取組項目	事務事業名	令和2年度事業の実施にあたり見直した内容	令和3年度事業の実施に向けた方向性		
		所管課(室)名	(令和2年度の新たな取組は「R2新規」等と記載、見直しが無い場合は「-」と記載)	事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
1		地域安全活動推進事業	不審者等に関する情報の提供、地域の犯罪情勢を踏まえた防犯カメラの設置拡充を行うとともに、特殊詐欺は依然として多額の被害が発生していることから、自治体等関係機関と連携した効果的な広報啓発活動に取り組む。	②	新型コロナウイルス感染症の影響により、安全・安心講話の受講者数の減少が見込まれることから、自治体、事業者等の関係機関と連携の上、あらゆる機会・手段を通じた情報発信により県民の防犯意識の高揚と自主防犯活動の活性化を推進していく。	改善
		生活安全企画課				
2		少年非行防止対策事業	非行少年の低年齢化、再犯少年の割合の高止まりを踏まえ、非行少年との農業体験等を通じた積極的な立ち直り支援活動を行うに当たって必要な資機材の充実を図った。 また、配布物の媒体の見直しなどにより、非行防止教室等少年の非行防止対策として真に必要な取組の選択と集中を図った。	②	少年の非行情勢を的確に把握し、その分析を踏まえた上で、関係機関・団体、ボランティアとの連携強化や、担当職員の資質向上を図るなどして、非行防止教室や立ち直り支援活動の更なる充実を図ることにより、少年の非行防止対策を推進する。 また、児童の安全確保を最優先とした児童虐待への対応を強化するための取組を推進する。	改善
		少年課				
3	取組項目 i	サイバー犯罪対策推進事業	サイバー犯罪捜査を強力に推進するほか、サイバー犯罪被害抑止に向け、サイバー犯罪対策課の公式LINEアカウントを使用した情報発信やサイバーセキュリティボランティア事業を推進する。 サイバーセキュリティボランティア事業については、状況に応じて遠隔授業を導入するなど非対面型で実施できるよう準備を行う。	⑨	各警察署に配分している解析用資機材の更なる有効活用に向け、解析用資機材の活用頻度が高い捜査員を対象として資機材を用いた教養を実施する。 また、サイバー犯罪被害抑止に向けたサイバーセキュリティボランティアなどの各種広報啓発活動については、遠隔授業や啓発動画作成の導入など、環境の変化に適應できるような活動を推進する。	改善
		サイバー犯罪対策課				
4		安全・安心まちづくり推進事業	-	②	「長崎県安全・安心まちづくりパートナーシップ事業所」への登録事業は令和2年度をもって終了するが、これまで登録した事業所に今後も防犯・交通安全活動に取り組むよう、積極的に情報発信をして相互の情報交換を図るなど、これまでの事業を発展させることにより、犯罪のない安全・安心なまちづくりをより効果的に推進していく。	改善
		交通・地域安全課				
5		道路照明灯(防犯灯)整備事業	犯罪発生の未然防止に向けて、波佐見町において、県や市町の道路管理者及び地元住民等と現地確認、意見交換を実施し、効率的な防犯灯の配置に向けて見直しを行った。	②	夜間に発生する犯罪を未然に防ぐため、波佐見町における意見交換の結果を踏まえ、効率的に事業を実施する。なお、当事業は令和3年度に全計画箇所の実施を完了する予定である。	改善
		道路維持課				
6	取組項目 ii	犯罪被害者等支援事業	令和元年7月に「長崎県犯罪被害者等支援条例」を施行し、支援体制の充実や県民への意識啓発を図った。	⑤	「サポートながさき」における令和元年度の相談対応件数は、平成28年の開設から平成30年度までは年々増加していたものの、令和元年度は減少に転じたので、今後は性犯罪・性暴力被害の潜在化を防止するために、既存のマスメディアを使用した広報活動のほか独自で製作したグッズを活用した広報活動に取り組む。	改善
		交通・地域安全課				
7	取組項目 iii	暴力団総合対策の推進事業	不当要求防止責任者講習をはじめとする研修会の実施方法について、視聴覚教材の使用や具体的な事例を基にしたロールプレイングを体験させるなど、社会情勢や受講対象に応じた効果的な方法により実施する。	②	暴力団壊滅のためには、取締りと暴力団排除活動により暴力団の人的、物的基盤と資金源に打撃を与える各種対策が必要不可欠であり、潜在化しやすい暴力団犯罪を1件でも多く掘り起こし、検挙に繋げる。また、暴力団排除の機運をさらに高めるため、あらゆる機会を活用し、企業や自治体単位の研修会等を積極的に開催し、一人でも多くの県民に受講を促し、内容を実効性のあるものに充実させるとともに、暴力相談の重要性を地域社会に更に広める活動を推進する。	改善
		組織犯罪対策課				

8	取組項目iv	来日外国人犯罪対策の推進事業	特定技能外国人の受入れ等、在留外国人を取り巻く情勢の変化に伴い、今後、来日外国人等の増加が予想されることから、増加する来日外国人等の情勢に的確に対応するため、各種会議・研修会の対象及び回数を拡大するとともに、在留外国人に係る犯罪被害の防止に指向した対策を実施する。	②	社会の国際化は、今後ますます進展していくものと予想され、それに伴い多様化する来日外国人犯罪に的確に対応するだけでなく、外国人との共生社会の実現に向け、来日外国人に係る犯罪被害の防止と合わせて、外国人コミュニティへの犯罪組織等の浸透を防止するため、各種会議、講習会等を通じた広報啓発及び管理者対策等の取組を強化するとともに、関係行政機関等と協力し、来日外国人を対象とした相談等への対応ができる体制を整備するなど、実態に即した効果的な方法で本事業を推進していく。	改善
		組織犯罪対策課				
9	取組項目v	薬物・銃器対策推進事業	社会情勢の変化に伴い、潜在化する薬物・銃器事犯に対する対処能力の向上に向けた各種研修等を実施するとともに、全国的に増加傾向にある若年層による大麻事犯の抑止及び捜査への協力を得るため、各種広報啓発活動を実施した。	②	薬物・銃器事犯については、多様化、潜在化が進んでいることから、これら事犯に対する取締りを強力に進めるとともに、対処能力の向上に努めていかなければならない。また、違法薬物・銃器に対する県民の排斥意識を醸成し、若年層への薬物事犯の浸透を阻止すると同時に、警察捜査に対する協力を確保していくために広報啓発活動を更に推進していく。	改善
		組織犯罪対策課				
10	取組項目v	薬物乱用対策費	より多くの若年層に対して特に大麻の有害性及び違法性を伝えるため、これまで未実施であった各種専門学校でも薬物乱用防止教室を行う。	②	薬物事犯は後を絶たないため、関係機関と連携し、より早い段階から薬物に対する正しい知識の普及を図り、薬物乱用を断る固い意志を身につけさせるため、若年層を中心とした啓発活動を実施し、これまで以上に若年層を中心とした啓発活動を実施していく。	改善
		薬務行政室				

注：「2. 令和元年度取組実績」に記載している事業のうち、令和元年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

- ① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができていないか。
- ② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
- ③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
- ④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
- ⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
- ⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要はないか。
- ⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
- ⑩ その他の視点